





平成29年8月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 里村美喜夫 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

## 市民後見人 始まっています！





札幌市の市民後見人第1号として活動している、あべさん(男性)と わたなべさん(女性)に話を聞きました。


札幌市の市民後見人とは、弁護士、司法書士や社会福祉士などではない一般市民で、札幌市が開催する50時間の養成研修を受講後、家庭裁判所から成年後見人の決定を受け、実際に後見人として活動している人のことです。札幌市では二人一組で後見人になり、活動します。現時点でのべ7組14名の方が活動されています。


 : はじめまして。札幌市にも市民後見人がいることをはじめて知りました。

お二人はなぜ市民後見人になってみようと思ったのですか？


 : 私は民生委員をしているので、最近親族と疎遠な人が多いことが気になっていました。また家族の財産管理をしていたこともあり、興味がありました。


 : 私は消費者センターに勤めていました。認知症の方の相談も多く、後見人がいたらスムーズに解決するのにな、と思っていたので研修を受講してみました。


 : いつから市民後見人として活動をされているのですか？


 : 平成27年の後半からです。ご本人(支援を受けている方)は、70代の男性で、認知症のため、グループホームで生活をされています。


 : どんな活動をされているのですか？


 : 特別なことがないときには、二人が別々に月1回、面会に行きます。別々に行くのは、1対1でお話した方が、ご本人がお話ししやすいからです。また、預金通帳を管理して、施設の費用を支払ったりしています。


 : 最近、施設の老朽化のため、ご本人が別の施設に引っ越しをされたので、その時は二人で一緒に移転先の施設を見にいったりしました。


 : お部屋にご家族のお位牌がそのまま置かれていたので、お仏壇を買うことを提案しました。ご本人もほしいとおっしゃったので、知り合いのお坊さんにどんなものがあるのか相談したり、施設の職員さんと相談したりして、お仏壇を置くことができました。


 : 専門職の後見人とは一味違う心遣いだと思います。活動をするにあたって、悩まれる点もあろうかと思いますが、札幌市社会福祉協議会のバックアップがあるのですか？

 : 1年目は3ヶ月ごと、2年目以降は半年ごとに報告をします。また、困った時にはいつでも相談します。

 : 後見人になってよかったことはなんですか？

 : ご本人から、「親戚でもないのにありがとう」と言われることです。昔からの近所づきあいの延長のような感じで、できる範囲でやっていきたいと思っています。

 : 私も、ご本人から「ありがとう」と言われ、頼りにされていることです。また、(ご本人の転居の準備で) いろいろな施設をみられたのもよかったです。制度に関する知識も増え、自分の老後がイメージできました。

 : ありがとうございます。人生経験を生かしてきめ細やかな活動をされているのですね。近所づきあいの助け合いの精神というのも考えさせられる視点です。もっと市民後見人さんが増えるといいですね。

### 法定相続情報証明制度が始まりました！

身内が亡くなると、様々な相続手続きが発生しますが、普段慣れない言葉や書類の取り扱いにすっかり疲れてしまう方が少なくありません。

中でも、相続人を特定するために必要な亡くなった方の「出生から死亡までの連続した戸籍」の取得はハードルが高いです。

これは、亡くなった方の最後の本籍地から順番に過去へ遡って戸籍を取得するのですが、本籍地を移していなくても2通に分かれて戸籍が出てきたり(「改製原戸籍」といいます。)、転籍などで遠方の役所から取得しなければならなかったり、さらに達筆な筆跡のためそもそも文字が読めなかったりなど、慣れていなければ大変な作業になります。

そんな戸籍の束を、手続きごとに複数集めたり、手続き上の有効期限により再度取り直したりするのは、ますます大変です。

そこで法務省は、「法定相続情報証明制度」を作り、今年5月29日から運用が開始されております。

これは、一度取得した戸籍の束を1通の「法定相続情報証明」に集約してくれるものです。

手数料は無料で、一度戸籍の束を提出しておく、その後5年間は証明書を発行してくれます。

これによって、何度も戸籍を取得したり、何通もの戸籍を手続きの度に使いまわしたりする必要がなくなります。

法定相続情報証明に関しては、お近くの法務局や司法書士にお問い合わせ下さい。

### お知らせ

札幌青年司法書士会と札幌土地家屋調査士会青調会が「登記無料相談会」を開催します。

開催日 平成29年9月7日(木)

時間 午前10時～午後5時

場所 札幌駅前通地下歩行空間 憩いの空間  
(出口5が最寄りです。)

司法書士・土地家屋調査士による面談相談が可能です。

### 編集後記

今回のインタビューの中で、ご本人さんのためにお仏壇を買うことを提案した、というエピソードをお伺いして、市民後見人さんの人生経験の豊かさや繊細な感性を生かした後見活動に感動しました。

それと同時に、たぶんお位牌がそのままおいてあっても、特に気にしないでであろう自分を反省しました。

(A)